

石川県公報

令和 7 年 3 月 31 日 (月曜日)

号 外

(第 20 号)

目 次

規 則		
○石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則等の一部を改正する規則 (産業政策課)	1	○石川県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則 (同) 4
○石川県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (経営支援課)	4	○建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 5
○土地収用法施行細則の一部を改正する規則 (監理課)	4	土木部 (水道用水供給事業)
		○石川県水道用水供給事業処務規程の一部改正 5
		○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正 5
		○石川県水道用水供給事業財務規程の一部改正 5

規 則

石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十九号

石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則の一部改正)

第一条 石川県新分野創造開発支援センター条例施行規則 (平成九年石川県規則第十七号) の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

電磁放射分布計測装置	一時間につき	11,700円
------------	--------	---------

(石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正)

第二条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則 (平成十二年石川県規則第十二号) の一部を次のように改正する。

別表1の表(6)の項中

角度の測定	測定箇所が5以下の場合	1 試料	2,640円	
	測定箇所が6以上の場合	1 試料	2,640円に6箇所目から1箇所ごとに420円を加算した額	
形状の測定	真円度の測定	1 箇所	1,320円	
	真直度の測定	500ミリメートル以下のもの	1 試料	2,250円
		500ミリメートルを超えるもの	1 試料	4,080円
	平面度の測定	1 試料	7,880円	
	表面粗さ、表面うねり	1 箇所	1,320円	
	輪郭形状測定	簡単なもの	1 箇所	1,320円
複雑なもの		1 箇所	3,960円	
ねじの測定			1,320円	
		1 試料 1 特性	〔測定箇所が10箇所を〕 超えるときは、11箇所	

※

			所目から5箇所ごとに210円を加算する。)
歯車の測定	歯車が50以下のもの	1 試料 1 特性	2,970円
	歯車が51以上のもの	1 試料 1 特性	2,970円に51枚目から10枚ごとに210円を加算した額

長さの測定 (三次元測定機)		1 試料 1 箇所	2,960円 (測定箇所が2箇所を超えるときは、1箇所ごとに460円を加算する。)
形状の測定	表面粗さ、表面うねり	1 箇所	1,320円
	輪郭形状測定	1 箇所	1,320円
	輪郭形状測定 (三次元測定機)	1 試料 1 特性	4,030円 (基準値との比較を行う場合は、1,060円を加算する。)
歯車の測定		1 試料 1 特性	4,260円

に定める

同表(7)の項に次のものを加える。

電磁放射分布測定試験	1 測定	7,760円
------------	------	--------

別表3の表(2)の項中

耐熱、耐寒試験	1 試料 1 時間	1,310円
---------	--------------	--------

を

耐熱、耐寒試験	1 試料 1 時間	1,310円
耐洗浄性試験	1 時間	2,560円

に定める。

別表4の表(2)の項中「3,880円」を「4,400円」と、「2,690円」を「3,580円」と定める。

別表13の表(1)の項中

騒音振動解析装置	1 時間	1,080円
5軸高速マシニングセンタ	1 時間	1,860円
三次元CAD/CAMシステム	1 時間	750円

を

騒音振動解析装置	1 時間	1,080円
----------	------	--------

に

熱処理用電気炉	1 時間	890円
高真空ガス置換炉	1 時間	1,160円

を

熱処理用電気炉	1 時間	890円
---------	------	------

に

「7,800円」を「9,330円」と

ビッカース硬度計、ブリネル硬度計	1 時間	680円
鍛造解析システム	1 時間	2,290円
熱流体解析システム	1 時間	2,290円

を

ビッカース硬度計、ブリネル硬度計	1 時間	680円
------------------	------	------

に

微小部 X 線応力測定装置	1 時間	3,550円
構造最適化システム	1 時間	830円

を

微小部 X 線応力測定装置	1 時間	3,550円
---------------	------	--------

に

流体可視化システム	1 時間	1,480円
-----------	------	--------

を

流体可視化装置	1 時間	2,440円
---------	------	--------

に改め、同表②

⑤項目

画像処理用高機能カメラシステム	1 時間	1,050円
プリント基板 CAD/CAE システム	1 時間	900円

を

画像処理用高機能カメラシステム	1 時間	1,050円
-----------------	------	--------

に

はんだ付け性評価試験システム	1 時間	1,960円
電磁界解析システム	1 時間	1,510円

を

はんだ付け性評価試験システム	1 時間	1,960円
----------------	------	--------

に改め、同表③

⑥項目

サンプル整経機	1 時間	1,760円
三次元 CG システム	1 時間	6,080円
デザイン形状入力システム	1 時間	3,150円
高速デザインモデル作製システム	1 時間	1,000円

を

サンプル整経機	1 時間	1,760円
---------	------	--------

に

ローラ糊付機	1 時間	840円
染色 CAD/CAM システム	1 時間	4,810円

を

ローラ糊付機	1 時間	840円
--------	------	------

に改め、同項に

次のとおりとする。

食器洗浄試験機	1 時間	2,070円
---------	------	--------

別表 13 の表④の項目

凍結真空乾燥機	1 時間	700円
---------	------	------

を

真空凍結乾燥機	1 時間	810円
---------	------	------

に改め、同項に

次のとおりとする。

ICP 発光分光分析装置	1 時間	4,530円
--------------	------	--------

3Dモデリングマシン	1時間	2,930円
------------	-----	--------

別表13の表(5)の項に次のように加える。

サーボプレス	1時間	1,310円
協働ロボットシステム	1時間	820円
教育用小型協働ロボットシステム	1時間	610円
教育用小型協働ロボットシステム用ベルトコンベア	1時間	420円

(いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部改正)

第三条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則(平成二十三年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

四十 マツフル炉	七一〇円
----------	------

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

石川県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十号

石川県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

石川県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一(3)の項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第2条第17号」を「第4条第17号」に改める。

別表第二(1)の項中「0.4パーセント」を「1.0パーセント」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

土地収用法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十一号

土地収用法施行細則の一部を改正する規則

土地収用法施行細則(昭和二十六年石川県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「納める」を「納付する」に、「納入」を「納付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年石川県条例第三十二号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により納付する場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

石川県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十二号

石川県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

石川県測量業者登録簿閲覧規則(昭和三十七年石川県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 規 則 第 二 十 三 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年石川 県 規 則 第 七 十 五 号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「生年月日及び性別」を削る。

別記様式第四号中

氏 名		
生 年 月 日		
性 別		

を

氏 名		
-----	--	--

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

土 木 部 (水 道 用 水 供 給 事 業)

石川 県 企 業 管 理 規 程 第 1 号

石川 県 水 道 用 水 供 給 事 業 処 務 規 程 (昭 和 42 年 石 川 県 電 気 事 業 管 理 規 程 第 3 号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川 県 知 事 馳 浩

第2条第1項中「総務部人事課総務事務管理室長」を「総務部人事・組織経営課総務事務管理室長」に改める。

第8条の表中「、第21条第4項」を削る。

別表第1中「総務部人事課総務事務管理室長」を「総務部人事・組織経営課総務事務管理室長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

石川 県 企 業 管 理 規 程 第 2 号

石川 県 企 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 (昭 和 42 年 石 川 県 電 気 事 業 管 理 規 程 第 4 号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川 県 知 事 馳 浩

第6条の表以外の部分を次のように改める。

条例第16条に規定する企業管理規程で定める寒冷地に在勤する職員は、次の表に掲げる事業所に在勤する職員とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

石川 県 企 業 管 理 規 程 第 3 号

石川 県 水 道 用 水 供 給 事 業 財 務 規 程 (昭 和 42 年 石 川 県 電 気 事 業 管 理 規 程 第 8 号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川 県 知 事 馳 浩

第83条第3項及び第4項中「総務部人事課総務事務管理室長」を「総務部人事・組織経営課総務事務管理室長」に

改める。

別記様式第35号中「第22条の4第2項」を「第22条の3第2項」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。